| | | |
|---|---|---|
| 第二条の二十一の二第四項 | 又は育児休業等期間変更申告書が | に記載すべき事項又は育児休業等期間変更申告書に記載すべき事項を |
| | に受理された | が提供を受けた |
| | 受理された日 | 提供を受けた日 |
| 第二条の二十三第二項 | が前項 | に記載すべき事項を前項 |
| | に受理された | が提供を受けた |
| | 受理された日 | 提供を受けた日 |
| 第二条の三十一において準用する第二条の十八第三項 | ）が | ）に記載すべき事項を |
| | に受理された | が提供を受けた |
| | 受理された日 | 提供を受けた日 |
| 第二条の三十一において準用する第二条の十九第一項 | が当該金融機関の営業所等において準用する第二条の十九第一項 | に記載すべき事項を当該金融機関の営業所等が提供を受けた |
| | に受理された | が提供を受けた |
| | 受理された日 | 提供を受けた日 |
| 第二条の三十一において準用する第二条の二十第三項 | ）が | ）に記載すべき事項を |
| | に受理された | が提供を受けた |
| | 受理された日 | 提供を受けた日 |
| 第二条の三十一において準用する第二条の二十一第五項 | 又は海外転勤者の特別国内勤務申告書が | に記載すべき事項又は海外転勤者の特別国内勤務申告書に記載すべき事項を |
| | に受理された | が提供を受けた |
| | 受理された日 | 提供を受けた日 |
| 第二条の三十一において準用する第二条の二十一の二第四項 | 又は育児休業等期間変更申告書が | に記載すべき事項又は育児休業等期間変更申告書に記載すべき事項を |
| | に受理された | が提供を受けた |
| | 受理された日 | 提供を受けた日 |
| 第二条の三十一において準用する第二条の二十三第二項 | が前項 | に記載すべき事項を前項 |
| | に受理された | が提供を受けた |
| | 受理された日 | 提供を受けた日 |
| 第二条の三十二第四項 | 又は財産形成年金貯蓄者の退職等申告書が第一項又は第二項 | に記載すべき事項を第一項 |
| | に受理された | が提供を受けた |

| | | |
|---|---|---|
| | これらの申告書 | 当該申告書 |
| | 受理された日 | 提供を受けた日 |
| | これらの規定 | 同項 |

11　財産形成非課税年金貯蓄申告書を提出した個人（第二条の三十二第二項の規定による同項に規定する財産形成年金貯蓄者の退職等申告書を提出した者に限る。）は、次の各号に掲げる申告書の提出（以下この項において「財産形成年金貯蓄者異動申告書等の提出」という。）の際に経由すべき金融機関の営業所等が電磁的方法による当該各号に規定する申告書（以下この項において「財産形成年金貯蓄者異動申告書等」という。）に記載すべき事項（以下この項において「記載事項」という。）の提供を適正に受けることができる措置を講じていることその他の財務省令で定める要件を満たす場合には、財産形成年金貯蓄者異動申告書等の提出に代えて、当該金融機関の営業所等に対し、当該記載事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該個人は、その者の氏名を明らかにする措置であつて財務省令で定めるものを講じなければならないものとし、当該措置を講じているときは、その財産形成年金貯蓄者異動申告書等を当該金融機関の営業所等に提出したものとみなす。

一　第二条の三十一において準用する第二条の十八第二項の規定による同条第三項に規定する財産形成非課税年金貯蓄に関する異動申告書の提出

二　第二条の三十一において準用する第二条の二十第二項の規定による同条第三項に規定する転職者等の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書の提出

三　第二条の三十一において準用する第二条の二十三第一項の規定による同項に規定する財産形成非課税年金貯蓄廃止申告書の提出

12　前項の規定の適用がある場合における第二条の三十一において準用する第二条の十八第三項、第二条の二十第三項及び第二条の二十三第二項の規定の適用については、第二条の三十一において準用する第二条の十八第三項及び第二条の二十第三項中「）が」とあるのは「）に記載すべき事項を」と、「に受理された」とあるのは「が提供を受けた」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」と、第二条の三十一において準用する第二条の二十三第二項中「が前項」とあるのは「に記載すべき事項を前項」と、「に受理された」とあるのは「が提供を受けた」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

13　次の各号に掲げる勤務先（以下この項及び次項において「委託勤務先」という。）の長は、当該各号の委託に係る事務代行先が電磁的方法による勤務先一括提出書類（当該各号に掲げる勤務先の区分に応じ当該各号に定める書類をいう。以下この項及び次項において同じ。）に記載すべき事項（以下この項及び次項において「記載事項」という。）の提供を適正に受けることができる措置を講じていることその他の財務省令で定める要件を満たす場合には、勤務先一括提出書類の提出に代えて、当該各号の委託に係る事務代行先に対し、当該記載事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該委託勤務先の長は、当該委託勤務先の名称を明らかにする措置であつて財務省令で定めるものを講じなければならないものとし、当該措置を講じているときは、その勤務先一括提出書類を当該事務代行先に提出したものとみなす。

一　第二条の十八第四項又は第二条の十九第二項の個人に係る勤務先であつて、当該勤務先に係る特定賃金支払者が勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る事務を事務代行団体に委託をしている場合における当該勤務先　第二条の十八第四項又は第二条の十九第二項の書類

二　第二条の三十一において準用する第二条の十八第四項又は第二条の十九第二項の個人に係る勤務先であつて、当該勤務先に係る特定賃金支払者が勤労者財産形成年金貯蓄契約に係る事務を事務代行団体に委託をしている場合における当該勤務先　第二条の三十一において準用する第二条の十八第四項又は第二条の十九第二項の書類